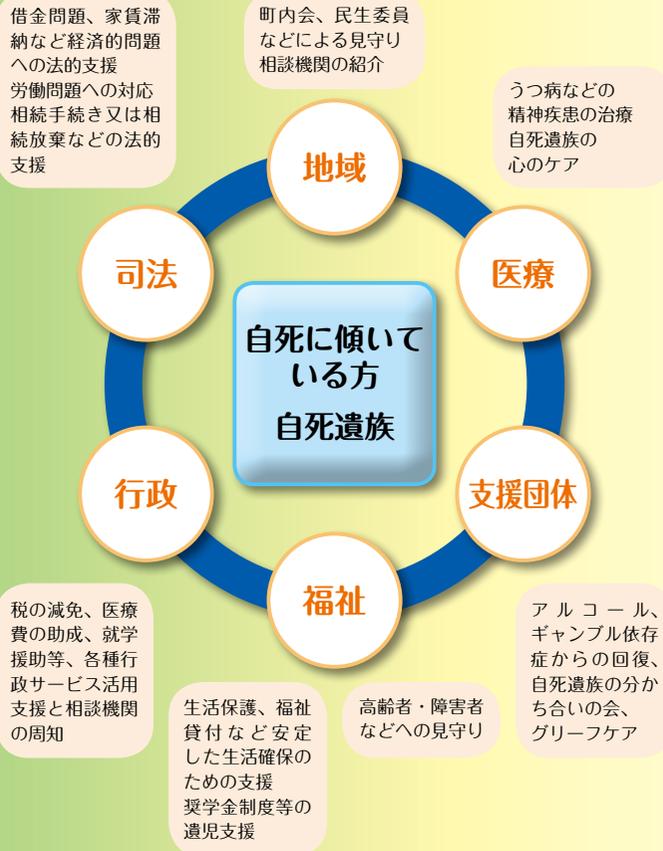


全国司法書士会一覧表

ネットワークを活用した支援の例 (自死予防・自死遺族支援)

自死は様々な背景、原因により、複雑な心理的経過を経るものです。また、自死遺族が抱える問題も、心理的側面だけでなく、身体・生活上の問題、情報の得にくさなど多岐にわたります。さらには、いずれの当事者も既に相当にエネルギーを消費しているために、自分自身でその先の相談や医療機関等にたどり着くことが難しい状態にあると考えられます。そのため、自死対策においては、単一の組織の取組では不十分であり、様々な組織や人々が協力する必要があります。



会名	〒	住所	電話番号
札幌会	060-0042	札幌市中央区大通西 13-4	011-281-3505
函館会	040-0033	函館市千歳町 21-13 桐朋会館内	0138-27-0726
旭川会	070-0901	旭川市花咲町 4	0166-51-9058
釧路会	085-0833	釧路市宮本 1-2-4	0154-41-8332
宮城県会	980-0821	仙台市青葉区春日町 8-1	022-263-6755
福島県会	960-8022	福島市新浜町 6-28	024-534-7502
山形県会	990-0041	山形市緑町 1-4-35	023-623-7054
岩手県会	020-0015	盛岡市本町通 2-12-18	019-622-3372
秋田県会	010-0951	秋田市山王 6-3-4	018-824-0187
青森県会	030-0861	青森市長島 3-5-16	017-776-8398
東京会	160-0003	新宿区本塩町 9-3 司法書士会館 2F	03-3353-9191
神奈川県会	231-0024	横浜市中区吉浜町 1	045-641-1372
埼玉会	330-0063	さいたま市浦和区高砂 3-16-58	048-863-7861
千葉会	261-0001	千葉市美浜区幸町 2-2-1	043-246-2666
茨城県会	310-0063	水戸市五軒町 1-3-16	029-225-0111
栃木県会	320-0848	宇都宮市幸町 1-4	028-614-1122
群馬会	371-0023	前橋市本町 1-5-4	027-224-7763
静岡県会	422-8062	静岡市駿河区福川 1-1-1	054-289-3700
山梨県会	400-0024	甲府市北口 1-6-7	055-253-6900
長野県会	380-0872	長野市妻科 399	026-232-7492
新潟県会	950-0911	新潟市中央区笹口 1 丁目 11 番地 15	025-244-5121
愛知県会	456-0018	名古屋市熱田区新尾頭 1-12-3	052-683-6683
三重県会	514-0036	津市丸之内養正町 17-17	059-224-5171
岐阜県会	500-8114	岐阜市金竜町 5-10-1	058-246-1568
福井県会	910-0005	福井市大手三丁目 15-12 フェニックスビル 5 階 5B-5C	0776-30-0001
石川県会	921-8013	金沢市新神田 4-10-18	076-291-7070
富山県会	930-0008	富山市神通本町 1-3-16 エスポワール神通 3F	076-431-9332
大阪会	540-0019	大阪市中央区和泉町 1-1-6	06-6941-5351
京都府会	604-0973	京都市中京区柳馬場通夷川上ル 5-232-1	075-241-2666
兵庫県会	650-0017	神戸市中央区楠町 2-2-3	078-341-6554
奈良県会	630-8325	奈良市西木辻町 320-5	0742-22-6677
滋賀県会	520-0056	大津市末広町 7-5 滋賀県司調会館 2F	077-525-1093
和歌山県会	640-8145	和歌山市岡山丁 24 番地	073-422-0568
広島県会	730-0012	広島市中区上八丁堀 6-69	082-221-5345
山口県会	753-0048	山口市駅通り 2-9-15	083-924-5220
岡山県会	700-0816	岡山市北区富田町 2-9-8	086-226-0470
鳥取県会	680-0022	鳥取市西町 1-314-1	0857-24-7013
島根県会	690-0884	松江市南田町 26	0852-24-1402
香川県会	760-0022	高松市西内町 10-17	087-821-5701
徳島県会	770-0808	徳島市南前川町 4-41	088-622-1865
高知県会	780-0928	高知市越前町 2-6-25	088-825-3131
愛媛県会	790-0062	松山市南江戸 1-4-14	089-941-8065
福岡県会	810-0073	福岡市中央区舞鶴 3-2-23	092-714-3721
佐賀県会	840-0833	佐賀市中の小路 7-3	0952-29-0626
長崎県会	850-0032	長崎市興善町 4-1 興善ビル 8F	095-823-4777
大分県会	870-0045	大分市城崎町 2-3-10	097-532-7579
熊本県会	862-0971	熊本市中央区大江 4-4-34	096-364-2889
鹿児島県会	890-0064	鹿児島市鴨池新町 1-3 司調センタービル 3F	099-256-0335
宮崎県会	880-0803	宮崎市旭 1-8-39-1	0985-28-8538
沖縄県会	900-0006	那覇市おもろまち 4-16-33	098-867-3526

私たち司法書士が 出来ること

～気付き、つなげ、見守るための
ゲートキーパー間の協働・連携にむけて～

自死に追い込まれようとしている人を支え、自死を防ぐためには、また自死により残された方をサポートするには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済・法律的な視点を含む包括的な取組が重要です。そして、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の人々や組織が密接に連携する必要があります。そこで、社会・経済的な視点において、私たち司法書士がどのような関わりを持てるか、このリーフレットで知ってください。



日本司法書士会連合会

〒160-0003 新宿区本塩町 9-3 司法書士会館 3F
TEL : 03-3359-4171 FAX : 03-3359-4175
<http://www.shiho-shoshi.or.jp/>

私たち司法書士は、こんな仕事をしています。

1. 追い込まれた死を防ぐために

① 経済・生活問題

多重債務状態となってしまった

→ 任意整理*、破産または民事再生手続きに関する各申立書の作成

② 労働問題

パワハラ、長時間労働等によりうつ病に罹患した

→ 事業主に対する損害賠償請求権の行使
(交渉または訴訟等の対応*)

③ 家庭問題

配偶者から離婚の調停を申し立てられた

→ 家庭裁判所に提出する書面の作成
(内容：事案の整理、慰謝料の請求等)

④ 健康問題

認知症または障害により、判断能力が低下している

→ 家庭裁判所への成年後見開始申立書等の作成並びに成年後見人等への就任

(成年後見人が出来ること；ご本人に代わって金銭管理をしたり、介護サービスの契約をする等)

私たち司法書士は、
相談者をたらい回しにいたしません。
責任を持って見守り、つなげて参ります。

また、以上の点に関して、
研修会等への講師派遣の相談にも応じております。

詳しくは日本司法書士会連合会に
お尋ね下さい。



※法務大臣の認定を受けた司法書士については、簡易裁判所における訴額 140 万円以下の訴訟、民事調停、仲裁事件、裁判外和解等の代理及びこれらに関する相談に応じることが出来ます。

(司法書士に支払う相談料や手続き費用をご用意できない場合でも、一部の手続きについては日本司法支援センターの民事法律扶助制度を利用することが可能です)

*リーフレット中の用語については、各種法律等の記載に準拠しています。

2. 自死遺族のサポート

亡くなられた方の不動産の名義を変え、
かつ預貯金を下したい

→ 遺産分割協議書の作成及び相続登記申請の代理

(ご遺族から委任を受けて、戸籍関係の証明書類を代理取得することも可能です)

亡くなられた方が、
その直前に会社の役員を務めていた

→ 役員変更の登記申請の代理

亡くなられた方について、
残された財産より借金のほうが多いようだ

→ 家庭裁判所へ提出する相続放棄または限定承認の申立書の作成

アパートで亡くなられたことにより、
家主から遺族に対して
多額の損害賠償が請求された。

→ 遺族の代理人として家主と交渉、または訴訟等での対応*

親権者の自死により
未成年の子どものみが残された

→ 家庭裁判所へ提出する未成年後見人選任の申立書の作成